

奈良県告示第百三十三号

母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）第十五条第一項の規定により、次の者を受胎調節実地指導員に指定した。

令和三年八月三日

奈良県知事 荒井正吾

指定証番号	住所	氏名
六三七	奈良市東紀寺町二―七―二〇	堀辺 瑞月